

◇ 論 説 ◇

建設アスベストの事例における建材メーカーの 改修・解体作業従事者に対する責任

石 橋 秀 起*

目 次

- I. はじめに
- II. 石綿含有建材の製造販売による作為不法行為
- III. 石綿含有建材の製造販売後の不作為不法行為
- IV. おわりに

I. はじめに

建設アスベストの事例に関する一連の訴訟のうち、建設アスベスト神奈川県2陣訴訟上告審判決（最判令和4年6月3日判時2543=2544号55頁。以下「令和4年判決」という）¹⁾は、建材メーカーである「上告人らが、石綿含有建材を製造販売するに当たり、当該建材が使用される建物の解体作業従事者に対し、本件警告情報²⁾を表示すべき義務を負っていたということではできない」として、被告建材メーカーらの解体作業従事者に対する責任を否定す

* いしばし・ひでき 立命館大学法学部教授

1) 本判決の評釈として、山城一真「判批」法教505号（2022年）137頁、若生直志「判批」新・判例解説 Watch 32号（2023年）301頁、石橋秀起「判批」令和4年度重判解（ジュリ臨増1583号）（2023年）63頁、永下泰之「判批」民事判例27号（2023年）92頁、渡邊知行「判批」リマックス68号（2024年）42頁、小野寺倫子「判批」判評779号（2024年）14頁、松本克美「判批」末川民事法研究11号（2024年）211頁。

2) 「当該建材から生ずる粉じんにはばく露すると石綿関連疾患にり患する危険があること等」をいう（判時2543=2544号56頁）。

る旨の判断を行った。

令和 4 年判決は、原審の確定した事実関係の下、原審の説示する「本件警告情報」の表示方法につき「実現性又は実効性」に乏しいものであると判示し、被告建材メーカーらの危険回避義務を否定したものであって、事例判断を行ったものに過ぎない³⁾。したがって、原審の確定した事実関係と同様の事実関係の下で、原審の説示する「本件警告情報」の表示方法とは異なる方法により危険回避の実効性等を十分に確保できる場合⁴⁾や、原審の確定した事実関係とは異なる事実関係の下で、原審の説示する「本件警告情報」の表示方法により危険回避の実効性等を十分に確保できる場合に関しては、令和 4 年判決の射程は及ばず、建材メーカーは、解体作業従事者に対し危険回避義務を負うこととなり得る⁵⁾。

一方、上述のとおり、令和 4 年判決が、石綿含有建材の製造販売についての建材メーカーの責任につき判示するものであることからすれば、これとは異なる行為についての建材メーカーの責任に関しては、同判決の射程が及ぶものではない。したがって、建物の解体作業における石綿粉じんばく露の危険が予見可能である中で、建材メーカーが石綿含有建材の製造販売後に適切な危険回避措置をとらなかった場合、この不作為についての責任が成立し得ることは、いうまでもない⁶⁾。

ところで、完成した建物に対して行われる工事としては、建物の解体工事のほか、建物の改修工事もこれに含まれる。令和 4 年判決が建材メーカーの建材の製造販売行為についての解体作業従事者に対する責任について判

3) 匿名コメント「判解」判時2543=2544号55頁、56頁。

4) 事例判断が当該事案についての個別的判断であることを厳格に解するならば、この想定は不要なものとなる。

5) 山城・前掲注1) 137頁、石橋・前掲注1) 64頁。なお、原審の確定した事実関係とは異なる事実関係の下で、原審の説示する「本件警告情報」の表示方法とは異なる方法により危険回避の実効性等を十分に確保できる場合において、建材メーカーが解体作業従事者に対し危険回避義務を負うこととなり得ることは、いうまでもない。

6) 石橋・前掲注1) 64頁。

示するものであり、しかも事例判断を行ったものであることからすれば、改修作業従事者が建物の改修作業において石綿粉じんにはばく露し、石綿関連疾患に罹患した事例を考える上で、同判決の判断が拘束力をもつことはないというべきである。また、上述の不作为についての責任は、解体作業従事者との関係のみならず、改修作業従事者との関係においても問題となり得ることは、いうまでもない。

本稿は、以上の問題状況を踏まえ、建設アスベストの事例における建材メーカーの改修・解体作業従事者に対する責任について検討することを目的とする⁷⁾。叙述の順序は、次のとおりである。まず、令和4年判決が判断の対象とする石綿含有建材の製造販売による作為不法行為につき検討を行い（Ⅱ）、次いで、石綿含有建材の製造販売後の不作为不法行為につき検討を行う（Ⅲ）。そして、最後に、本稿が到達した知見を提示するとともに、石綿含有建材の製造販売後の不作为不法行為につき、その成立の妥当性を明らかにする（Ⅳ）。

Ⅱ. 石綿含有建材の製造販売による作為不法行為

1. 基本となる帰責構造

一般に、作為不法行為は、外界に変化をもたらし得る実在としての行為と結果——権利・法益侵害——との間に因果関係⁸⁾があること、および、行為者に故意または過失があることを主要な要件として成立する。また、ここにいう過失は、予見可能な結果——ないし結果発生の危険——を回避すべき義務に違反したこととして捉えられるところ⁹⁾、ここでは、次の2つの

7) 筆者は、これまで二度にわたり、他の研究者と連名で建材メーカーの改修・解体作業従事者に対する責任に関する意見書を裁判所に提出した。本稿は、これらの意見書の作成過程において筆者が起案した草稿の一部を再構成し、加筆修正を行ったものである。

8) 前田達明『民法Ⅵ₂（不法行為法）』（青林書院新社、1980年）20頁、127頁、平井宜雄『債権各論Ⅱ不法行為』（弘文堂、1992年）29頁、82頁。

9) 四宮和夫『不法行為』（青林書院、1983年・1985年）303-304頁、平井・前掲注8）27-28頁、

タイプの回避義務が想定される。第一は、行為を行うにあたって一定の回避措置をとるべき義務であり、医療行為など、一定の社会的有用性が認められる行為には、このような義務が妥当するとされている。第二は、行為を行わないことによって結果を回避すべき義務であり、例えば、一般市民が日常生活において他の一般市民に対して行った加害行為には、このような義務が妥当するとされている¹⁰⁾。また、公害の事例に関しては、大阪アルカリ事件大審院判決(大判大正5年12月22日民録22輯2474頁)が、「事業ノ性質ニ從ヒ相当ナル設備ヲ施シタル」場合には責任は発生しないとして、上記第一の回避義務を加害企業に課したのに対し、新潟水俣病事件判決(新潟地判昭和46年9月29日判時642号96頁)は、要請される回避措置の中に企業の操業短縮のほか操業停止を含めることで、実質的に上記第二の回避義務と同視し得る内容の義務——「窮極的損害回避義務」¹¹⁾——を加害企業に課している¹²⁾。

建設アスベストの事例において、裁判所は、建材メーカーによる石綿含有建材の製造販売と建設作業従事者の石綿関連疾患へのり患との因果関係につき、民法719条1項後段の類推適用によってその認定困難を克服する一方¹³⁾、建材メーカーの過失については、結果——ないし結果発生の危険——の予見可能性があることを前提としつつ、石綿不使用義務ではなく、警告表示義務の違反をもってこれを肯定してきた。例えば、建設アスベスト神奈川2陣訴訟の第1審判決(横浜地判平成29年10月24日裁判所ウェブサイト(平

潮見佳男『不法行為法I〔第2版〕』(信山社、2009年)273頁、窪田充見編『新注釈民法(15)債権(8)〔第2版〕』(有斐閣、2024年)356頁〔橋本佳幸執筆〕。

10) 吉村良一『不法行為法〔第6版〕』(有斐閣、2022年)76頁。

11) 沢井裕「新潟水俣病判決の総合的研究」法時44巻14号(1972年)157頁、161頁。

12) 回避義務をこのように2つのタイプに分類することに対しては、とりわけ第二の回避義務につき、そこでは、予見可能性が認められるかぎり過失が肯定されるため、結果回避義務違反を要求する法技術的意義はないとの指摘がなされている。橋本・前掲注9)362-363頁、364頁。こうした中、本稿は、行為の取りやめも、それが可能であるかぎりにおいて回避義務の内容となるとの考えをとっている。この点につき、四宮・前掲注9)332頁。

13) 最判令和3年5月17日民集75巻5号1359頁。

成26年(ワ)第1898号)は、「平成18年当時においても、石綿含有建材の製造等の禁止を含め、同年に開催されたILO総会における宣言の内容……より厳格な規制を実施すべきことを裏付ける医学的知見が成立して」いなかったこと、および、「適時に適切な警告をすることで建築作業従事者による石綿関連疾患へのり患を相当程度防止することが可能であった」ことを理由として被告建材メーカーらの石綿不使用義務を否定し、同メーカーらに対して、石綿含有建材の外装・包装等に石綿関連疾患にり患する危険等について警告表示をするべき義務を課した。

アスベストが重大な健康被害をもたらす危険性を内包する物質であることに鑑みると、結果——ないし結果発生の危険——の予見可能性がある以上、建設アスベストの事例においては、上記第二の回避義務に属する石綿不使用義務をもって、結果の絶対的な回避を義務づけることも十分に考えられるところである¹⁴⁾。しかしながら、上述のとおり、前掲横浜地判平成29年10月24日をはじめとする建設アスベストの事例に関する裁判例は、上記第一の回避義務に属する警告表示義務の違反をもって建材メーカーの過失を肯定する。そして、このような状況の下、令和4年判決は、原審の説示する「本件警告情報」の表示方法につき「実現性又は実効性」に乏しいものであることを理由として、被告建材メーカーらの危険回避義務を否定する。これにより、警告表示による危険回避の実効性等が十分に認められる建設作業従事者の被害との関係では建材メーカーの過失を肯定し、警告表示による危険回避の実効性等が十分に認められない解体作業従事者の被害との関係では建材メーカーの過失を否定するという取扱い¹⁵⁾が、裁判実

14) 例えば、幾代通=徳本伸一『不法行為法』（有斐閣、1993年）37頁は、「いわゆる産業公害とよばれるもののほとんどすべては、予見可能性説〔引用者注：上記第二の回避義務を問題にする立場〕を妥当とする場合だというべきであろう」とする。

15) この点と関わって、小野寺・前掲注1) 17頁は、前掲横浜地判平成29年10月24日の判示を踏まえつつ、「石綿不使用義務否定の理由の一つが、『適時に適切な警告をすることで建築作業従事者による石綿関連疾患へのり患を相当程度防止することが可能であったと考えられること』であるとするなら……、実効性の高い警告情報表示の方法がないために改修・

務において定着することとなった¹⁶⁾。

ところで、一般に、作為不法行為に関しては、損害賠償法の体系上、次の2つの箇所において結果——ないし結果発生の危険——の回避可能性が問題となり得る。第一は、行為者が義務を履行していた場合における結果の回避可能性である。例えば、Aが徐行義務に違反して自動車を運転していたところ、歩行者Bが急に路上に飛び出してきたため、Aの自動車とBとが接触し、Bが負傷したという事例において、仮に、Aが徐行義務を履行していたとしてもBの負傷を回避できなかったという場合、行為と結果との因果関係は認められても、義務違反と結果との因果関係が認められないため、Aの不法行為は成立しない¹⁷⁾。第二は、行為者に一定の義務を課すための要件としての結果——ないし結果発生の危険——の回避可能性である。これは、「法は不能を強いない (lex non cogit ad impossibilia)」という法諺からの当然の要請であるといえる¹⁸⁾。

令和4年判決は、上記第二の回避可能性の平面において被告建材メーカーらの責任を否定した。建設アスベストの事例において、建材メーカーは、石綿含有建材の外装・包装等に石綿関連疾患に罹患する危険等について警告表示をしないまま、同建材を製造販売した。建材メーカーの過失を

解体事業者との関係においては石綿粉じんへのばく露の危険を回避できない場合に、不使用義務を否定することは矛盾ではないか」と指摘する。同様の見解として、松本・前掲注1) 216-217頁。

16) 東京高判令和6年5月29日 LEX/DB 25620211、大阪地判令和5年6月30日判時2591号41頁、福岡地判令和6年6月27日裁判所ウェブサイト(平成30年(ワ)第579号)、札幌地判令和6年9月20日裁判所ウェブサイト(令和2年(ワ)第645号)、札幌高判令和6年9月26日 LEX/DB 25621440、横浜地判令和7年4月16日 LEX/DB 25622678、札幌地判令和7年9月18日裁判所ウェブサイト(令和3年(ワ)第1724号)。

17) 加藤一郎『民法ノート(上)』(有斐閣、1984年)146頁、四宮・前掲注9) 412-413頁。作為不法行為と不作为不法行為とを区別することに批判的な立場からは、この義務違反と結果との因果関係が、責任要件論において重要な位置を占めることとなる。窪田充見『不法行為法〔第2版〕』(有斐閣、2018年)351頁。もっとも、この因果関係の要否に関しては、学説上議論のあるところである。この点につき、注19を参照。

18) 四宮・前掲注9) 308-309頁。

この点に求めるならば、危険回避義務の履行の平面において、建設作業従事者に対する責任を肯定する一方、解体作業従事者に対する責任を否定するという取扱いをすることはできない。いずれに対する責任との関係においても、要請される回避措置——警告表示——が行われなかったことは明白だからである。また、危険回避義務の設定の平面においても、とりわけ予見可能性の平面においては、解体作業従事者に対する責任のみを否定するという結論を導くことはできない。建物がいつかは解体されることに鑑みると、平均的な建材メーカーが解体作業従事者の石綿粉じんばく露を予見し得なかったとはいい難いからである。令和4年判決が、建設作業従事者に対する責任を肯定する裁判例の動向を踏まえつつ、解体作業従事者に対する責任のみを否定するにあたって、上記第二の回避可能性に着目したのには、このような事情があったものと考えられる¹⁹⁾。

2. 令和4年判決の判断の妥当性

(1) 回避可能性について

上述のとおり、令和4年判決は、原審の確定した事実関係の下、原審の

19) 解体作業従事者に対する責任を否定する方法としては、ほかに、上記第二の回避可能性を肯定し、解体作業従事者との関係においても建材メーカーに対し警告表示義務を課した上で、この義務が履行された場合の結果回避可能性（上記第一の回避可能性）を否定するということも考えられる。しかしながら、一般に、建設アスベストの事例においては、他の多くの作為不法行為と同様、行為と結果との因果関係が問題とされる一方、義務違反と結果との因果関係が問題とされることはない。これは、理論的に理解し得ないことではない。そもそも、義務違反と結果との因果関係（違法性連関）に関しては、その要否につき、学説上見解の一致をみていない。まず、注17で挙げた諸学説は、この因果関係を不法行為の要件として明確に位置づける。また、澤井裕『テキストブック 事務管理・不当利得・不法行為〔第3版〕』（有斐閣、2001年）226頁、沢井裕「不法行為における因果関係」星野英一編集代表『民法講座第6巻 事務管理・不当利得・不法行為』（有斐閣、1985年）259頁、266-267頁、316-317頁は、この因果関係の不存在を免責事由として位置づける（ただし、当該義務の規範目的によっては、この因果関係の不存在が免責を導かないこともあるとする）。以上に対し、橋本・前掲注9）391頁は、作為不法行為において、この因果関係を不要とする。また、前田・前掲注8）109-110頁、125-133頁、平井・前掲注8）79-90頁、109-161頁は、因果関係の起点を「行為」とする一方、義務違反と結果との因果関係については、すくなくとも作為不法行為に関するかぎり、その要否に言及しない。

説示する「本件警告情報」の表示方法につき「実現性又は実効性」に乏しいものであると判示した。ここにいう「本件警告情報」の表示方法とは、具体的には、①建材自体に「本件警告情報」を記載すること、②「本件警告情報」を記載したシール等とこれを建材が使用された部分に貼付するよう施工者に求める文書とを建材に添付すること、および、③「本件警告情報」を記載した注意書とこれを建物所有者に交付するよう施工者に求める文書とを建材に添付すること、等を意味する。こうした中、同判決は、上記①の方法につき、建材の加工等により記載が失われることがあり得ること等を、上記②の方法につき、シール等の貼付がされたとしても、その経年劣化等により「本件警告情報」の判読が困難な状態となることがあり得ること等を、上記③の方法につき、「本件警告情報」を記載した注意書およびその交付を求める文書を建材に添付したとしても、建物の解体までに注意書の紛失等の事情が生じ得ること等を、それぞれ指摘するとともに、上記①～③の各方法等の「ほかに実効性等の高い表示方法があったということもできない」と判示する。

原判決(東京高判令和2年8月28日判時2468=2469号15頁)は、上記①～③の各方法等につき、「このような方法をとっておけば、改修・解体工事の事業者は、石綿含有建材の有無、種類及び施工箇所等を事前に把握し、有効な石綿粉じんばく露対策をとることができるから、改修・解体工事作業従事者が石綿粉じんにばく露することを相当程度防止することができた」として²⁰⁾、被告建材メーカーらの警告表示義務を肯定した。この判示が前提とする石綿粉じんばく露の回避可能性は、上記①～③の各方法等がとられた場合の仮定的な事実過ぎないが、そのような事実も、原判決において適法に確定した事実として、上告裁判所を拘束するものと考えられる(民訴

20) この「相当程度」は、文理上、石綿粉じんばく露が防止された範囲に関するものと解することができるが、被災した個々の「改修・解体工事作業従事者」との関係では、石綿粉じんばく露が防止された可能性に関するものと解することもできる。

法321条1項²¹⁾。したがって、令和4年判決は、この回避可能性を前提としつつ、そのような程度の回避可能性では警告表示義務を導くことはできない旨を判示したものだということになる²²⁾。

ところで、上記第二の回避可能性（上記1.）に関しては、その認定のあり方につき、これまで十分に説明がなされてきたとはいえない。不法行為法の体系書等による一般的な解説によれば、過失は、予見可能性と結果回避義務とによって構成されるものとされており、回避可能性が過失の要素の一つとして独立した形で問題にされることは必ずしも多くはない²³⁾。こうした中、過失の要素としての回避可能性の体系的位置づけと、その認定のあり方に関して検討を行うものとして、四宮和夫の見解がある。四宮は、過失の証明責任が原告にあるとの原則を踏まえつつ、「被害者の証明窮乏を

21) 例えば、最判平成12年9月22日民集54巻7号2574頁は、医師が患者に対して適切な医療を行った場合には、患者を救命し得たであろう高度の蓋然性までは認めることはできないが、これを救命できた可能性があったという原審が適法に確定した事実関係を踏まえつつ、この可能性——「患者がその死亡の時点においてなお生存していた相当程度の可能性」——の侵害による医師の不法行為が成立する旨を判示した。ここでもし仮に、最高裁が、患者の救命可能性はなかったとの前提に立って一定の法的判断を行っていたとするならば、そのような判断は、民訴法321条1項に違反するものとなろう。

22) 令和4年判決が上記①～③の各方法等による石綿粉じんばく露の回避可能性を完全に否定したのだとするならば、同判決は、民訴法321条1項に違反したものとなろう。したがって、本文のように解するべきである。そして、このような理解を前提とした場合、上記①～③の各方法等の「ほかに実効性等の高い表示方法があったということもできない」と判示する部分に関しては、原審の確定した事実関係の下では警告表示義務を導くことができるだけの回避可能性のある方法がほかにはない、ということを示したものと解すべきこととなる。この点につき、石橋・前掲注1）64頁も参照。

23) 例えば、民事過失の帰責構造の解明に多大な貢献をした論者による体系書の記述として、潮見・前掲注9）293-294頁は、多数説による客観的過失論につき「適法行為の期待可能性という要件……が、予見可能性という形で、客観化された過失の前提としてとりこまれ」ていると分析する。しかし、当該箇所およびその前後の箇所において、「適法行為の期待可能性」を担保するもう一つの要素である回避可能性についての明示的な言及はみられない。これは、わが国の裁判例および学説が、予見可能性はあるが、回避可能性があるのかどうか微妙であるという局面に十分に向き合っていないことを示しているといえよう。その背景には、行為を行わないことによる結果回避は常に可能であるとの考えが当然の前提としてあったものと推測される。

救済する手段」の一つとして、「過失に関する証明責任の一部転換」を主張する²⁴⁾。その概要は、次のとおりである。

過失の基礎をなす注意義務は、危険回避の「必要性」と危険回避の「可能性」とによって構成されるところ、前者は被害者の権利の保護として機能し、後者は行為者の活動の自由の保障として機能する²⁵⁾。そして、後者に関する事実関係には、被害者よりも行為者のほうがはるかに近いため、後者に相応する事実の立証は、できるだけ被告に負担させるのが公平である²⁶⁾。以上のことから、過失の証明責任は、次のように「配分」されるべきである。③原告は、さしあたり「定型的・抽象的な社会生活上必要な注意義務への違反に当てはまる事実」を証明すればよい。④これを受け、被告は、「そのような注意義務を守ることをできなくさせるような具体的局面」を証明することで、「可能性」を否定しなければならない。⑤これを受け、原告は、この「具体的局面を前提とする結果回避の『必要性』」に支えられた新たな行為義務の違反に該当する事実を証明しなければならない。⑥以下、同じプロセスが繰り返される²⁷⁾。

このように、四宮は、「被害者の証明窮乏を救済する手段」の一つとして、過失の要素の一つである回避可能性につき、その証明責任を被告の側に転換することを提案する。これに対し、過失の証明責任は原告にあるとの原則に従う場合には、その要素である回避可能性の証明度をどのように解すべきかが問題となる。

一般に、過失とは、予見可能性のある結果——ないし結果発生の危険——についての回避義務の違反をいうものとされており、この回避義務の有無および内容は、種々の因子の総合考慮に基づく規範的判断によって決定される²⁸⁾。したがって、その要素である回避可能性についても、結果発生の

24) 四宮・前掲注9) 388-390頁。

25) 四宮・前掲注9) 309-310頁、391頁。

26) 四宮・前掲注9) 391頁。

27) 四宮・前掲注9) 392頁。

28) 平井・前掲注8) 27-30頁。

蓋然性、被侵害利益の重大さ²⁹⁾、行為の社会的有用性、防止措置の難易等³⁰⁾の因子と相まって、当該回避措置を行為者に命じるべきとの規範的判断を正当化し得る程度のものであればよく、当該回避措置がとられていれば結果——ないし結果発生の危険——が回避された高度の蓋然性があることまでは要求されていないというべきである。

そこで、上記第二の回避可能性（上記1.）に関する以上の一般論を踏まえつつ、令和4年判決について検討を行う。

まず、四宮の提示するスキームに当てはめて考えた場合、被告建材メーカーらによって、警告表示の実施により解体作業従事者の石綿粉じんばく露を回避することを「できなくさせるような具体的局面」（上記⑤）が証明されたといえるのかが問題となる。そして、仮に、これが証明されたとはいいいない状況³¹⁾の下で解体作業従事者に対する警告表示義務が否定されたのだとするならば、令和4年判決は、すくなくとも四宮の提示するスキームの下では、当事者間の公平の観点において問題のある判断を行ったものと評価せざるを得ないものとなる。

次に、上記第二の回避可能性（上記1.）につき、原告が証明責任を負担するとの前提に立った場合、原審の確定した事実関係の下で解体作業従事者に対する警告表示義務を肯定することができなかったのが、改めて問われることとなる。まず、すでに述べたように、本件において、上記①～③の各方法等がとられた場合、解体作業従事者の石綿粉じんばく露につき、一定程度の回避可能性があったことには疑いが無い。これは、令和4年判決

29) 平井・前掲注8) 30頁。なお、平井は、この2つの因子のほか、第三の因子として、この2つの因子と「行為義務を課すことによって犠牲にされる利益との比較衡量」を挙げるが、この第三の因子の考慮は、後掲の2つの因子の考慮を通じて行われ得る。

30) 澤井・前掲注19) 185-186頁。

31) 例えば、単に警告表示をしても結果を回避することはできない旨の主張をし、またはそうした主張の上に、解体作業従事者に対する警告表示義務を否定した裁判例——建設アスベスト神奈川1陣訴訟控訴審判決（東京高判平成29年10月27日判タ1444号137頁）など——の引用を付加するのみでは、四宮のいう「具体的局面」を証明したことにならないことは、いうまでもない。

が、上記①の方法につき、建材の加工等により記載が失われぬこともあり得ることを、上記②の方法につき、シール等の経年劣化等により「本件警告情報」の判読が困難な状態とならぬこともあり得ることを、上記③の方法につき、建物の解体までに注意書の紛失等の事情が生じないこともあり得ることを、それぞれ裏面から認めていることから明らかであろう。問題は、そのような程度の回避可能性をもって危険回避義務を導くことができるのかである。この点に関しては、解体作業従事者の石綿関連疾患へのり患という結果が発生する蓋然性の高さ、生命・身体・健康という被侵害利益の重大さ、石綿含有建材の外装・包装等に石綿関連疾患にり患する危険等について警告表示をするという防止措置の容易さ・費用の低廉さに鑑みると³²⁾、本件においては、被告建材メーカーらに対し危険回避義務を課すことが強く要請されているというべきである。したがって、過失の要素の一つである回避可能性に関しても、そうした要請を踏まえつつ、その有無の判断がなされるべきである。その意味において、上記①～③の各方法等がとられた場合の回避可能性につき「相当程度」に達しているとの評価を下し、被告建材メーカーらの解体作業従事者に対する警告表示義務を肯定した原判決の判断は、極めて妥当である。

(2) 解体事業者の責任との関係について

令和4年判決は、原審の確定した事実関係の下では実効性等の高い「本件警告情報」の表示方法があったとはいえないとする説示に続き、次の説示を行った上で、被告建材メーカーらの解体作業従事者に対する警告表示義務を否定する。

「加えて、上告人ら〔引用者注：被告建材メーカーら〕は、その製造販

32) なお、澤井・前掲注19) 185-186頁が挙げる行為の社会的有用性という因子に関しては、石綿含有建材の外装・包装等に警告表示をすることは、同建材の製造販売を停止させることなく実行することのできる回避措置であるため、ここでは、危険回避義務の設定を否定する方向には作用しないものと考えられる。

売した石綿含有建材が使用された建物の解体に関与し得る立場になく、建物の解体作業は、当該建物の解体を実施する事業者等において、当該建物の解体の時点での状況等を踏まえ、あらかじめ職業上の知見等に基づき安全性を確保するための調査をした上で必要な対策をとって行われるべきものといえることができる。」

ここでは、被告建材メーカーらが建物の解体に関与し得る立場にはないこと、および、建物の解体作業は解体事業者において必要な安全対策をとって行われるべきものであることが述べられているが、これらが、被告建材メーカーらの警告表示義務を否定する根拠として独自の意義を有するものとなっているのかは、検討を要する問題である³³⁾。

まず、被告建材メーカーらが建物の解体に関与し得る立場にはないという点に関しては、それならば、被告建材メーカーらは建物の建設にも関与し得る立場にはないということもできる。このような見方に対しては、被告建材メーカーらは、石綿含有建材の外装・包装等に「本件警告情報」を表示することで建物の建設に関与し得るのに対し、建物の解体に関しては、実効性等の高い「本件警告情報」の表示方法がないため、これに関与することはできないという反論が想定される。しかしこれでは、原審の確定した事実関係の下では実効性等の高い「本件警告情報」の表示方法があったとはいえないということ、建物の解体への「関与」という語を用いて言い換えたに過ぎない³⁴⁾。

次に、建物の解体作業は解体事業者において必要な安全対策をとって行われるべきものであるという点に関しては、それが被告建材メーカーらの責任の成立を否定する根拠となり得るかが問題となる。実効性等の高い「本

33) なお、一定内容の回避義務につきその設定の可否を判断するにあたって、予見可能性や回避可能性の有無につき一定の利益衡量を行うことは、それ自体として必ずしも否定されるべきものではない。四宮・前掲注9) 308-310頁、334頁は、回避義務の成否および内容の確定に関して、法秩序の立場から一定の利益衡量を行うことを認める。

34) 石橋・前掲注1) 64頁。

件警告情報」の表示方法があるかぎり、被告建材メーカーらは、そうした方法を通じた警告を行うことによって、個々の解体現場における必要な安全対策の実施を促すべき立場にある³⁵⁾。一方、解体事業者は、個々の建物の解体の時点での状況等を踏まえ、その職業上の知見等に基づき、当該解体現場において必要な安全対策を実施すべき立場にある。このように、実効性等の高い「本件警告情報」の表示方法がある場合において、被告建材メーカーらと解体事業者とは、解体作業従事者の石綿粉じんばく露を防止するため、それぞれが置かれている責任法上の地位に基づき、一定の回避措置をとるべき立場にあるといえることができる。そうすると、被告建材メーカーらの警告表示義務違反による責任と、解体事業者の必要な安全対策を怠ったことによる責任とは、相互に排除し合う関係にはなく、併存し得るものとみるべきこととなる³⁶⁾。また、このことは、帰責の一般理論によっても正当化することができる。被告建材メーカーらによる石綿含有建材の製造販売と解体作業従事者に生じた結果との間に、解体事業者による義務違反行為が介在したとしても、これをもって異常な行為の干渉があったとはいえないため、責任の中断³⁷⁾が生じることはない³⁸⁾。

35) 渡邊知行「建設アスベスト訴訟における改修・解体作業従事者に対する建材メーカーの責任」成蹊法学98号(2023年)36頁は、「アスベストの危険性について専門的知識や最新の情報を調査して入手できる立場にある建材メーカーによって、工事を行う事業者を介して、作業従事者に警告情報が伝達されることが不可欠である」とする。

36) 山城・前掲注1)137頁、渡邊・前掲注1)44頁。したがってここでは、信頼の原則に基づく「注意義務の配分」——四宮・前掲注9)364頁——は妥当しない。

37) 四宮・前掲注9)428-429頁、澤井・前掲注19)227頁、沢井・前掲注19)318-319頁。澤井(沢井)によると、責任の中断とは、「Yの行為が原因性と有責性を有するに〔も〕かわらず、別の違法有責な異常な行為が干渉したためにYの責任が否定される」ことをいう。また、ここにいう「異常な行為」としては、主として故意行為が念頭に置かれている。四宮・前掲注9)428頁、最判昭和36年12月26日民集15巻12号3075頁(傍論)。なお、カネミ油症事件に関する福岡高判昭和59年3月16日判時1109号24頁は、PCBをその毒性等につき十分な情報を提供しないまま食品業界に販売した化学メーカーY社の責任につき、PCBが混入した食用油を製造販売したA社の過失が重大であることを認めつつ、これによる責任の中断——「因果関係の遮断」——を否定している。

38) 石橋・前掲注1)64頁。なお、ここで責任の中断を持ち出すことに対しては、過失の有無と責任の中断の有無とは問題となる局面が異なるとの指摘がなされることが予想される。

以上により、上記引用の説示は、被告建材メーカーらの警告表示義務を否定する根拠として独自の意義を有するものとはいえない。

3. 小 括

すでに述べたように、石綿含有建材の製造販売についての建材メーカーの責任において、建設作業従事者に対する責任を肯定する裁判例の動向を踏まえつつ、解体作業従事者に対する責任のみを否定するためには、上記第二の回避可能性（上記1.）に着目することが考えられる。しかしながら、本章での検討を踏まえるならば、令和4年判決の事案を前提としても、回避可能性の観点から建材メーカーの解体作業従事者に対する警告表示義務を否定することは、困難であるといわざるを得ない。また、同判決が回避可能性の外側で行った利益衡量（上記2.(2)）に関しても、その内容は、建材メーカーの解体作業従事者に対する警告表示義務を否定することに寄与し得るものとは評価し難い。いずれにしても、この種の事案における今後の見通しとしては、原告の側において、警告表示義務を肯定するのに十分な回避可能性があったとの評価を根拠づける事実を積み上げていくことによって、同判決が前提とした事実関係とは異なる事実関係を創造し、新たな事例判断の登場を促すことが望まれるところである。

なお、本章は、令和4年判決を検討の対象としたため、専ら建材メーカーの解体作業従事者に対する責任を問題にしたが、そこで得られた検討結果は、建材メーカーの改修作業従事者に対する責任にも妥当し得る。建材メーカーの建設作業従事者に対する責任においては、最初に石綿含有建材を取り扱った作業従事者のほか、後続の作業従事者との関係においても警告表示義務を肯定するのが判例の立場であるところ³⁹⁾、改修・解体作業従事者

しかしながら、責任の中断は、厳密には、後続侵害損害の帰責のほか、第一次侵害損害の帰責においても問題となり得る。前掲福岡高判昭和59年3月16日（注37）は、後者の帰責に関して責任の中断を否定したものである。

39) 前掲最判令和3年5月17日（注13）は、建材メーカーの警告表示義務につき、「当該建材が一旦使用された後に当該工事において当該建材に配線や配管のため穴を開ける作業等をす

との関係において一律に警告表示義務を否定するという取扱い⁴⁰⁾ に対しては、これを克服することが実務上の課題となろう。

Ⅲ. 石綿含有建材の製造販売後の不作為不法行為

1. 不作為不法行為の要件

不作為不法行為においては、何らかの原因から結果に向かう因果系列があることを前提に、ある者が、その因果系列の進行を放置し、結果を発生させてしまったことが、加害行為として捉えられる⁴¹⁾。したがって、不作為不法行為は、①作為義務違反があること、および、②作為義務違反と結果——権利・法益侵害——との間に因果関係があること、を主要な要件として成立することとなる⁴²⁾。

このうち、要件①に関しては、誰がいかなる場合に、何らかの原因から結果に向かう因果系列の進行に介入し、結果発生危険を回避すべき義務を負うのが特に問題となる。不作為不法行為の代表的な論者によると、この点に関しては、何らかの原因から結果に向かう因果系列がある者の支配領域内にある場合、または、ある者が自らの先行行為によって直接に当該行為から結果に向かう因果系列を設定した場合において、それらの者に作為義務が発生するとされる⁴³⁾。

る者に対する関係においても負担するものと解するのが相当である」と判示する。

40) 例えば、前掲東京高判平成29年10月27日(注31)は、解体作業従事者との関係だけでなく、改修(補修)作業従事者との関係においても、建材メーカーの警告表示義務を否定する。

41) 橋本佳幸『責任法の多元的構造』(有斐閣、2006年)10頁、橋本佳幸=大久保邦彦=小池泰『民法Ⅴ 事務管理・不当利得・不法行為〔第2版〕』(有斐閣、2020年)155頁〔橋本佳幸執筆〕。

42) 平井・前掲注8)83頁は、不作為の因果関係として論じられてきたものは、過失の程度または範囲の問題として考えれば足りるとし、作為義務違反の要件の中ですべての責任判断を行う。これに対し、本稿は、まず要件①において、結果発生危険についての予見可能性を問い、次いで要件②において、生じた具体的結果についての回避可能性を問うという要件枠組み——橋本・前掲注41)『多元的構造』109-110頁——を前提とする。

43) 橋本・前掲注41)『多元的構造』29-30頁、橋本・前掲注41)『民法Ⅴ』156-157頁。

次に、要件②に関しては、作為義務が履行されていれば結果は回避されたという関係が認められる場合において、これが満たされる⁴⁴⁾。この点につき、最判平成11年2月25日（民集53巻2号235頁）は、訴訟上の因果関係の立証は「特定の事実が特定の結果発生を招来した関係を是認しうる高度の蓋然性を証明すること」であるとする最判昭和50年10月24日（民集29巻9号1417頁）を引用しつつ、このことは、不作為と結果との因果関係においても異なるものではないとする。もっとも、担当調査官も指摘するように、不作為と結果との因果関係の判断は、作為義務が履行された場合に関する仮定的判断となることから、自ずと「一般論的なもの」とならざるを得ない。したがって、原告側に不利な帰結を避けようとするならば、そこでは、作為不法行為における因果関係の判断の場合と同様の「心証」が要求されるべきではない⁴⁵⁾。

また、不作為と結果との因果関係に関しては、作為義務が履行された場合の仮定的事実経過の設定において、一定の法的価値判断が行われることがある。この点が顕著に現れたものとして、麻酔事故に関する最判平成8年1月23日（民集50巻1号1頁）がある。

本件は、当時7歳のXが、Y医師の執刀により虫垂切除手術を受けたところ、手術中に一時的に心停止の状態に陥り、脳機能低下症になったという事案である。本件において、Xの脳機能低下症は、手術開始から約4分が経過した午後4時44分頃にYがペアン鉗子でXの虫垂根部を牽引したところ、これによる機械的刺激を機縁として迷走神経反射が起り、これに続く徐脈、急激な血圧低下、気管支痙攣等によって脳への酸素供給が阻害

44) なお、不作為不法行為においては、この関係の有無の判断において、帰責に関する規範的判断が行われるのであり、行為と結果との事実レベルでの因果関係を問題にした上で、これが肯定された場合に、その結果につき帰責に関する規範的判断を行うという、二段階の思考方法はとられない。医療過誤の事例につきこの点を指摘するものとして、水野謙『因果関係概念の意義と限界』（有斐閣、2000年）314-323頁、345頁。

45) 八木一洋「判解：最判平成11年2月25日」『最高裁判所判例解説民事篇 平成11年度（上）』（法曹会、2002年）133頁、143-144頁。

されたことに起因するものとされている。また、Xに注入された麻酔剤の能書には、麻酔剤注入後は10分ないし15分まで2分間隔で血圧を測定すべきことが記載されていたところ、Yは、当時の一般開業医の常識に従い、看護師に5分ごとの血圧測定を指示している。このため、本件では、手術が開始された午後4時40分から5分間のXの血圧値の推移が明らかとなっていない。こうした中、最高裁は、能書に従い2分ごとの血圧測定を行うことを怠ったYの過失を肯定した上で、この過失とXの脳機能低下症発症との因果関係については、2分ごとの血圧測定によって「Xの血圧低下を発見していれば、Yとしてもこれに対する措置を採らないまま手術を続行し、虫垂根部を牽引するという挙に出ることはなかったはず」であるとして、これを肯定した。

本件では、手術が開始されてから5分間のXの血圧値の推移が明らかでなかったため、Yの過失がなかった場合の仮定的事実経過を設定することが困難であった。こうした中、最高裁は、一定の法的価値判断⁴⁶⁾を加えることで、午後4時42分ないし43分頃——作為義務が履行された場合に血圧測定が行われていた時点——までのいずれかの時点においてXの血圧が低下していたものとし、これを知ったYとしては、それへの対応をとらないまま手術を続行することはなかったはずであるとした。このように、不作為不法行為においては、作為義務が履行された場合の仮定的事実経過を支える前提事実につき不明確な点が認められる場合でも、一定の法的価値判断を加えることで、これを被害者に有利な内容のものとして確定することがある。

46) 最高裁は、「2分間隔で血圧を測定しなかったという医師の注意義務の懈怠により生じた午後4時40分から45分にかけての血圧値の推移の不明確を当の医師にはなく患者の不利益に帰することは条理にも反する」とする。民集50巻1号13頁。

2. 建材メーカーの改修・解体作業従事者に対する不作為不法行為

(1) 予見可能性について

建設アスベストの事例において、建材メーカーは、石綿含有建材の製造販売という先行行為によって直接に同行為から改修・解体作業従事者の石綿関連疾患へのり患に向かう因果系列を設定した。したがって、改修・解体作業従事者の石綿粉じんばく露——結果発生の危険——につき予見可能性が認められるかぎり、建材メーカーは、石綿含有建材の製造販売後にこの因果系列の進行に介入し、改修・解体作業従事者の石綿粉じんばく露を回避すべき義務を負うこととなる⁴⁷⁾。

ところで、不作為不法行為における作為義務の前提としての予見可能性がいかなる場合に認められるかに関しては、危険な製品を製造販売した者の製造販売後の過失に関する裁判例が一定の示唆を与える。例えば、薬害スモン事件に関する東京地判昭和53年8月3日（判時899号48頁）は、製薬会社の過失につき、次のように判示する⁴⁸⁾。

47) 過失の一般理論に従うと、ここでは、予見可能性のほか、回避可能性が要求されることとなる。もっとも、不作為不法行為においては、因果関係要件において作為義務の履行による結果回避の可能性が問われるため、作為義務の設定において回避可能性を問題とすると、実質的にはほぼ同じ内容の思考を二度繰り返すこととなりかねない（これは、過失が事前的判断に服し、因果関係が事後的判断に服することを考慮に入れても変わりはない）。そこで、本稿では、予見可能性のみをもって作為義務が発生するものとする。なお、潮見佳男『民事過失の帰責構造』（信山社、1995年）103-104頁は、医療過誤の事例において、「結果回避可能性の位置が過失から因果関係へと移され」ることを指摘する。

48) この裁判例は、製造物責任法が施行される前の製造物責任（民法709条）に関するものであるが、本文引用の判示は、理論的には、当該医薬品の製造販売につき課される危険回避義務の違反（作為不法行為における過失）と、当該医薬品の製造販売後に課される危険回避義務の違反（不作為不法行為における過失）との両方に関わるものだというべきである。後者の義務違反に関わることについては、そこでの予見義務が、製造販売後に常時課される文献および情報の収集義務の履行によって副作用の疑惑が生じた場合に、「その時点までに審積された臨床上の安全性に関する諸報告との比較衡量によって得られる当該副作用の疑惑の程度に応じて」さらに調査すべきことをも内容とするものであること（判示①）、そうした調査の結果を受けて行われる危険回避措置の一つとして、当該医薬品の「全面的回収」が念頭に置かれていることから、明らかであろう（傍点引用者）。

- ① 「製薬会社に要求される予見義務の内容は、……当該医薬品が……すでに販売が開始され、ヒトや動物での臨床使用に供されている場合には、類縁化合物を含めて、医学・薬学その他関連諸科学の分野での文献と情報の収集を常時行ない、もしこれにより副作用の存在につき疑惑を生じたときは、さらに、その時点までに蓄積された臨床上の安全性に関する諸報告との比較衡量によって得られる当該副作用の疑惑の程度に応じて、動物実験あるいは当該医薬品の病歴調査、追跡調査などを行なうことにより、できるだけ早期に当該医薬品の副作用の有無および程度を確認することである。」「製薬会社は、予見義務の履行により当該医薬品に関する副作用の存在ないしはその存在を疑うに足りる相当な理由(以下、これを『強い疑惑』と呼ぶ)を把握したときは、可及的速やかに適切な結果回避措置を講じなければならない。」

また、パロマ製ガス湯沸器の不完全燃焼による一酸化炭素中毒死事故に関する札幌地判平成23年3月24日(裁判所ウェブサイト(平成18年(ワ)第2716号))は、ガス湯沸器の不完全燃焼による一酸化炭素中毒死事故におけるガス器具メーカーの過失につき、次のように判示する。

- ② 「自動車や医薬品が事故や副作用の危険と隣り合わせの製品であると同様に、ガス製品も火災や一酸化炭素中毒の危険と隣り合わせの製品であるから、ガス器具の製造メーカーや発売元は、利用者の身体生命が危険にさらされないよう企業活動すべき社会的責務を負う。したがって、全国の消費者向けに本件7機種を多数製造販売したパロマ及びパロマ工業としては、どんなに遅くとも、苫小牧事故⁴⁹⁾が発生した直後の時期には、自社製品によって利用者の生命身体に危害が及ばないように可能な限りの安全対策を講じる義務を負うものと解するのが相当である。」

以上のうち、判示①は、製薬会社の過失に関して予見義務の措定による

49) 1987年1月9日に苫小牧市で発生した被告ガス器具メーカーのガス湯沸器による一酸化炭素中毒死事故をいう。

注意義務の高度化を図ったものであり、そこでは、医薬品の製造販売後において製薬会社が常時、文献および情報の収集義務を負うものとされている。一方、判示②は、ガス器具メーカーにおいて「利用者の身体生命が危険にさらされないよう企業活動すべき社会的責務」があることを述べるが、これが、製薬会社の過失の場合と同等の予見義務を念頭に置いたものかは必ずしも明らかではない。そして、製薬会社であれガス器具メーカーであれ、結果発生の危険が具体的に予見可能となった場合⁵⁰⁾には、これを回避すべき義務を負うこととなる⁵¹⁾。

そこで、以上を踏まえ、建材メーカーの改修・解体作業従事者に対する不作為不法行為について検討する。

まず、建物に使用された石綿含有建材が、当該建物の改修・解体時において、建設時と同様の石綿粉じんを発生させ得ることは、一般の市民でさえ容易に想像が付くことからすれば、改修・解体作業従事者の石綿粉じんばく露の予見可能性は、建設作業従事者の石綿粉じんばく露の予見可能性が認められる時点⁵²⁾と同じ時点において認められるものと考えられる。そしてこれは、特別に高度な予見義務を措定しなくても行うことのできる平

50) 前掲東京地判昭和53年8月3日においては、予見義務の履行によって副作用の「強い疑惑」(判示①)が生じた時点がこれにあたり、前掲札幌地判平成23年3月24日においては、同種事故である「苫小牧事故」(判示②)が発生した時点がこれにあたる。

51) 潮見佳男『不法行為法Ⅱ〔第2版〕』(信山社、2011年)391頁は、製造業者等の製品出荷後の注意義務違反による責任につき、次のような定式を提示する。「調査・監視義務を尽くした結果として判明した事実その他の事情を加味すれば、流通に置かれた製造物が権利・法益侵害の危険を孕んだものであることを合理的な製造業者等であれば予見できるとき、製造業者等は、……損害の発生・拡大を防止する措置を講じる義務を負う。」製薬会社の過失に関する判示①も、ガス器具メーカーの過失に関する判示②も、この定式の下で統一的に捉えることができよう。

52) 例えば、前掲東京高判令和2年8月28日では、「遅くとも昭和50年1月1日以降」において予見可能性が認められるものとされた。そこでは、石綿粉じんばく露と石綿関連疾患患との間の因果関係に関する医学的知見の基となったIARC報告が昭和48年には公表されていたことや、「昭和40年代後半には建築現場における石綿肺の発症が問題となっている旨の研究報告ないし記事が掲載されたこと」などが考慮されている。

均人を基準とした通常の可能性判断であるといえる⁵³⁾。

次に、もし仮に、上記の時点における予見可能性が、改修・解体作業従事者の石綿粉じんばく露の予見可能性としては、なお具体性に欠けるものであるとするならば⁵⁴⁾、改修・解体作業従事者の石綿粉じんばく露を対象とするより具体的な予見可能性を認定し得る時点を別途探求することとなる。そして、これに関しては、1986年9月6日に労働省労働基準局安全衛生部長より「建築物の解体又は改修の工事における労働者の石綿粉じんへのばく露防止等について」⁵⁵⁾が発出され、1987年9月に日本石綿製品工業会によりマニュアル「吹付け石綿の対応について」⁵⁶⁾が発行されたという一連の経過を踏まえるならば、1987年9月とすることが考えられる。この時点をもって、平均的な建材メーカーは、自らが製造販売する石綿含有建材により改修・解体作業従事者が石綿粉じんにはく露することにつき、単なる理論的可能性という枠を超え、差し迫った危険として具体的に予見することができたとみることができるのである⁵⁷⁾。

53) 注52で述べたことをも踏まえると、建設アスベストの事例では、建設作業従事者と改修・解体作業従事者のいずれの石綿粉じんばく露との関係においても、被害者保護のため予見可能性に関して無理な判断をする必要はない。もとより、同事例において、建材メーカーには高度な注意義務が課されるべきであるが、そこでは、すくなくとも「過失の衣を着た無過失」——徳本鎮「過失の衣を着た無過失の理論」同『企業の不法行為責任の研究』(有斐閣、1974年)106頁、113-114頁——が問題となっているわけではない。

54) 予見可能性の具体性につき、澤井・前掲注19)182頁。なお、同所では「いかなる侵害をもたらすか」についての具体性が問題とされているが、本文では、いかなる者に侵害が生じるかについての具体性が問題となっている。

55) 昭和61年9月6日基安発第34号。なお、本通達は、建設・解体業の業界団体の長に宛てたものであり、建材メーカーに宛てたものではない。

56) 本マニュアルは、塗装と塗料437号(1988年)52-59頁に掲載されている。

57) 本マニュアルは、その標題が示すとおり、吹付け石綿による健康被害の危険を指摘するものであるが、このことをもって、本マニュアルの発行によっては吹付け石綿以外の石綿含有建材に由来する石綿粉じんばく露の予見可能性を導くことはできないとするのは適当ではない。石綿含有建材を製造販売する平均的な建材メーカーであれば、「吹付け石綿をむしったり、つついたり」することで「損傷等を生じた場合」に「石綿繊維の飛散がおりやすくなること」(塗装と塗料437号(1988年)52頁)を認識した以上、吹付け石綿以外の石綿含有建材が建物の改修・解体作業によって損傷することで石綿繊維の飛散が起こり

以上により、改修・解体作業従事者の石綿粉じんばく露の予見可能性は、建設作業従事者の石綿粉じんばく露の予見可能性が認められる時点と同じ時点か、またはそれより遅くなるとしても、1987年9月までには認められるものというべきである。

(2) 作為義務の内容について

建物の改修・解体作業において改修・解体作業従事者が石綿粉じんばく露することを防止するための具体的な安全対策は、個々の改修・解体現場において改修・解体事業者が行うこととなる。これに対し、建材メーカーが、自らが製造販売した石綿含有建材により改修・解体作業従事者が石綿粉じんばく露することを防止するためにとるべき措置は、改修・解体作業従事者に対し、当該石綿含有建材の危険性につき警告することにある。そして、石綿含有建材の製造販売後の不作為不法行為を念頭に置くかぎり、ここでの警告は、個々の製造販売行為から切り離されたところで行われるべきものとなる⁵⁸⁾。

このような警告において建材メーカーが提供すべき具体的な情報としては、当該建材メーカーが保有する情報のうち、自らが製造販売した石綿含有建材の危険性の内容、同建材の種類、同建材が使用された建物の所在地、同建物内における同建材が使用された部位など、改修・解体作業従事者が改修・解体作業に従事するにあたって、石綿粉じんばく露を防止するのに役立つあらゆる情報（以下「危険性情報」という）が含まれるというべきである。

やすくなることも、容易に予見することができたといえるからである。

58) ちなみに、石綿含有建材の製造販売後の警告は、石綿含有建材の製造販売による作為不法行為における危険回避措置としても行われ得る。これは、例えば、製造物責任法3条の責任において、引渡し後の広告・宣伝等が欠陥判断の対象となり得ること——窪田充見編『新注積民法(15)債権(8)〔第2版〕』(有斐閣、2024年)689-690頁〔米村滋人執筆〕——からも明らかである。ただしこの場合、個々の事案における警告の要否・内容は、製造販売行為の時点等を基準にして判断されることとなろう。この点、製造物責任法3条の責任においても、引渡し後の広告・宣伝等が、あくまで引渡し時の製造物の性状を前提としたものであることが強調されている（同690頁）。

また、危険性情報の直接の提供先——危険性情報が改修・解体事業者に伝達されるまでの経由地——としては、当該石綿含有建材の流通経路上に位置する事業主体、建物所有者、改修・解体事業者の業界団体、官庁等の関係機関、マスメディアなどが考えられる。そして、これらの提供先が建材メーカーから受け取った危険性情報を改修・解体事業者に伝達し、改修・解体事業者が受け取った危険性情報に基づき個々の改修・解体現場において安全対策を実施することで、改修・解体作業従事者に対する警告が達成されるのである⁵⁹⁾。かくして、建材メーカーの負うべき作為義務は、上記の提供先に対して危険性情報を提供することなどを通じて、改修・解体事業者に対し、これを伝達する義務（以下「危険性情報伝達義務」という）として具体化されることとなる。

危険性情報伝達義務は、例えば、パロマ製ガス湯沸器の不完全燃焼による一酸化炭素中毒死事故において、裁判所が、被告ガス器具メーカーに対し、「徹底した全国一斉点検と利用者に危険を知らせる広報活動（警告措置）を実施すべき」義務（前掲札幌地判平成23年3月24日）を課したことと比較しても、労力や費用の点で建材メーカーに過大な要求をするものではなく、人の生命・身体・健康に対して重大な侵害をもたらす極めて危険な物を製造販売する者として、当然負担すべき義務であるといえる⁶⁰⁾。なお、上述のとおり、この危険性情報伝達義務における危険性情報の改修・解体事業者への伝達は、主として上記の提供先を経由して行われることとなるが、こうした第三者を介した警告が法的義務の内容となり得ることについては、パロマ製ガス湯沸器の不完全燃焼による一酸化炭素中毒死事故に関する裁判例が示すとおりである⁶¹⁾。

59) 類似の考え方を示すものとして、渡邊知行「建設アスベスト訴訟における建材メーカーの警告表示義務」と田真一ほか編『現代市民社会における法の役割』（日本評論社、2020年）263頁、290-291頁。

60) このことは、平井・前掲注8）30頁が挙げる3つの因子（注29を参照）の考慮によっても正当化することができよう。

61) 前掲札幌地判平成23年3月24日では、2006年に実施された広報活動と同様の広報活動が

(3) 因果関係について（その1）——累積的ばく露を捨象した考察

建材メーカーが危険性情報伝達義務に違反した事実が認められる場合、次に、この義務の違反と結果——改修・解体作業従事者の石綿関連疾患へのり患——との因果関係が問題となる。

すでに述べたように、不作為と結果との因果関係の判断は、作為義務が履行された場合に関する仮定的判断となることから、自ずと「一般論的なもの」とならざるを得ない。したがって、原告側に不利な帰結を避けようとするならば、そこでは、作為不法行為における因果関係の判断の場合と同様の「心証」が要求されるべきではない。また、作為義務が履行された場合の仮定的事実経過を設定するにあたっては、これを支える前提事実が不明確となっていることがあるところ、そのような場合においても、一定の法的価値判断を加えることで、これを被害者に有利な内容のものとして確定することがある⁶²⁾。これらを踏まえ、以下、危険性情報伝達義務の違反と結果との因果関係につき検討を行う。

危険性情報伝達義務の違反と結果との間に因果関係があるといえるためには、①同義務の履行により危険性情報が改修・解体事業者に伝達されたこと、および、②伝達された危険性情報に基づき、改修・解体事業者が、改修・解体現場において、改修・解体作業従事者の石綿粉じんばく露を防止するため、必要な安全対策を実施していたこと、が認められなければならない。このうち、①に関しては、上述のとおり、危険性情報の直接の提供先（上記(2)）として、マスメディアを含めた様々な当事者が想定されており、同情報が改修・解体事業者に伝達されるルートが多様であることを踏まえるならば、1970年代当時の情報環境を前提としても、これを肯定すること

1987年——同種事故である「苫小牧事故」の直後——にも実施されるべきであったとされたが、この2006年に実施された広報活動では、「パロマ工業、ガス事業者及びLPガス事業者の関係団体の相談窓口や経済産業省の相談窓口にも8万8000件以上の相談が寄せられ」とされている。このように、ここでは、第三者を巻き込んだ形での多角的な広報活動を行うことが被告ガス器具メーカーに義務づけられている。

62) 以上につき、上記1.を参照。

に特段の支障はないと考えられる。次に、②に関しては、危険性情報が改修・解体事業者に伝達されたとしても、改修・解体事業者がこれを踏まえた必要な安全対策を実施しないことがあり得るということを、過度に強調すべきではない。ごく一部の悪質な改修・解体事業者の行動パターンを人間の行動法則として一般化するの、法則の探求のあり方として問題であり、また、個々の改修・解体事業者が危険性情報を受け取った時の状況等につき、必要な安全対策の実施を困難ならしめる事実を、その存否が不明確なものも含め殊更に積み上げるのは、法的価値判断⁶³⁾として問題であるといわざるを得ないからである⁶⁴⁾。

以上により、建材メーカーが作為義務——危険性情報伝達義務——を履行した場合の仮定的事実経過としては、改修・解体事業者が必要な安全対策を実施することによって、改修・解体作業従事者が石綿関連疾患にり患

63) すでに述べたように(上記1.)、前掲最判平成8年1月23日の事案では、被告の義務違反によって仮定的事実経過を支える前提事実が不明確となっていたところ、ここでは、そのような事情があるとは認め難い。しかしながら、こうした構造上の違いを踏まえても、仮定的事実経過を支える前提事実につき原告に過度な立証負担を課すべきではないとの法的価値判断は、不作為不法行為全般に妥当するのではないだろうか。水野・前掲注44) 161頁も指摘するように、一般に、不作為不法行為では、被告の義務が履行された場合の仮定的事実経過を支える「非明示的前提」の数が作為不法行為の場合と比べて多く、それぞれの個性も強いので、個々の事案において、結果回避が可能であったと主張することが困難となる。したがってそこでは、この困難を被告の義務違反に対する法的評価や一定の政策的判断を通じて克服していくことが課題となる。

64) なお、前掲最判令和3年5月17日(注13)は、次のように判示して、国の権限不行使による責任(国家賠償法1条1項)を肯定している。「労働大臣は、……安衛法に基づく規制権限を行使して、通達を發出するなどして、石綿含有建材の表示及び石綿含有建材を取り扱う建設現場における掲示として、……石綿含有建材の切断等の石綿粉じんを発散させる作業及びその周囲における作業をする際には必ず適切な防じんマスクを着用する必要があることを示すように指導監督するとともに、安衛法に基づく省令制定権限を行使して、事業者に対し、屋内建設現場において上記各作業に労働者を従事させる場合に呼吸用保護具を使用させることを義務付けるべきであった」。ここでは、上記の各権限が行使された場合の仮定的事実経過として、各建設現場において上記の指導監督や義務づけに従った対応がとられ、建設作業従事者の石綿関連疾患へのり患が回避されていたことが想定されている。建材メーカーが危険性情報伝達義務を履行した場合の仮定的事実経過を考える上で、参考になるものといえよう。

することが回避されたとするのが妥当である。

(4) 因果関係について（その2）——累積的ばく露を考慮に入れた考察

ところで、一般に、建設アスベストの事例において、改修・解体作業従事者は、就労期間中に様々な現場において改修・解体作業に従事する中で、複数の建材メーカーが製造販売した複数の石綿含有建材に由来する石綿粉じん⁶⁵に累積的にばく露し、石綿関連疾患に罹患する。しかし、多くの場合、特定の改修・解体作業従事者がばく露した石綿粉じんの発生源である複数の石綿含有建材が、それぞれどの建材メーカーの製造販売によるものかが明らかでないため、どの建材メーカーが当該改修・解体作業従事者に生じた結果との関係で作為義務——危険性情報伝達義務——を負い、その履行によって当該結果を回避することができたのか、また、どの程度当該結果を回避することができたのかを明らかにするのは、必ずしも容易ではない。ここに、複数の建材メーカーによる不作為の累積的競合とでもいうべきものを観念することができる。

そこで、このような加害構造を踏まえるならば、前掲最判令和3年5月17日（注13）が石綿含有建材の製造販売による作為不法行為に関して判示した民法719条1項後段の類推適用による連帯責任を、石綿含有建材の製造販売後の不作為不法行為に応用することが考えられてよい。すなわち、前掲最判令和3年5月17日（注13）の判示を踏まえるならば、次の①～⑤の各事実が認められる場合⁶⁵、被告建材メーカーらは、民法719条1項後段の類推適用により、被災した改修・解体作業従事者に生じた損害のうち、被告建材メーカーらが製造販売した石綿含有建材が全体として寄与した割合——被告建材メーカーらの集团的寄与度——について連帯責任を負うべき

65) ただし、前掲最判令和3年5月17日（注13）の対応する判示があくまで「事例判断」であること——中野琢郎「判解：最判令和3年5月17日」『最高裁判所判例解説民事篇 令和3年度（下）』（法曹会、2024年）307頁、390頁——に鑑みると、下記①～⑤（とりわけ②）を要件として捉えるのは適当ではない。

こととなる⁶⁶⁾。

- ① 各被告建材メーカーにおいて、危険性情報伝達義務の違反が認められること。
- ② 各被告建材メーカーが製造販売した石綿含有建材が、被災した改修・解体作業従事者が稼働する改修・解体現場に相当回数にわたり到達していたこと。
- ③ 被災した改修・解体作業従事者が、改修・解体現場において、複数の建材メーカーが製造販売した石綿含有建材を取り扱うことなどにより、累積的に石綿粉じんにはばく露したこと。
- ④ 上記③の累積的ばく露は、上記③の複数の建材メーカーにとって想定し得た事態であったこと。
- ⑤ 被災した改修・解体作業従事者が被告建材メーカーらが製造販売した石綿含有建材を取り扱ったことによる石綿粉じんのばく露量は、同人の石綿粉じんのばく露量全体の一部であったところ、被告建材メーカーらが個別に被災した改修・解体作業従事者の石綿関連疾患の発症にどの程度の影響を与えたのかは明らかでないこと。

なお、このうち②に関しては、石綿含有建材の製造販売による作為不法行為の場合と同様、石綿含有建材の市場占有率と作業従事者が経験した現

66) 前掲最判令和3年5月17日(注13)は、「本件被災大工らが本件ボード三種を直接取り扱ったことによる石綿粉じんのばく露量は、各自の石綿粉じんのばく露量全体のうち3分の1程度であった」とし、被告建材メーカーらに対して全損害の3分の1についての連帯責任を課した。しかし、「本件ボード三種」を製造販売した建材メーカーは、被告建材メーカーら以外にも存在する。この点を特に問題にするものとして、中原太郎「寄与度に応じた責任」法教523号(2024年)55頁、61-62頁。また、筆者の見解として、石橋秀起「建設アスベスト訴訟における建材メーカーの集团的寄与度に応じた連帯責任」立命399=400号(2022年)1頁、15-16頁。このように、同判決は、原因競合の態様に関してやや複雑な事情を抱えているが、これは、原審の認定事実を前提としたためである。本来的には、大阪高判平成30年9月20日判時2404号240頁(建設アスベスト大阪1陣訴訟控訴審判決)などのように、被告建材メーカーらの行為が全体として損害に寄与した割合を集团的寄与度として認定するのが望ましいといえよう。

場数とを変数とする確率計算を用いた立証手法⁶⁷⁾によってこれを立証することが考えられる。また、④に関しては、そこでの想定可能性は、各被告建材メーカーが石綿含有建材を製造販売した時点ではなく、各被告建材メーカーにおいて危険性情報伝達義務が発生した時点以降の各時点を基準にして、その有無を判断することとなる。これは、石綿含有建材の製造販売後の不作為不法行為が、石綿含有建材を製造販売した時点ではなく、危険性情報伝達義務が発生した時点以降の各時点に成立するものであることから明らかであろう。

IV. おわりに

1. 本稿が到達した知見

ここまで、本稿は、建設アスベストの事例における建材メーカーの改修・解体作業従事者に対する責任について検討を行ってきた。本稿が到達した知見を整理すると、次の①～⑩のとおりとなる。

- ① アスベストが重大な健康被害をもたらす危険性を内包する物質であることに鑑みると、結果——ないし結果発生 of 危険——の予見可能性がある以上、建材メーカーに石綿不使用義務を課すことも十分に考えられるところである。
- ② 令和4年判決は、原審が認定した上記Ⅱ.2.(1)で挙げた①～③の各方法等がとられた場合の石綿粉じんばく露の回避可能性を前提としつつ、そのような程度の回避可能性では警告表示義務を導くことはできない旨を判示したものと考えられる。
- ③ 四宮和夫が提示する「過失に関する証明責任の一部転換」のスキ-

67) 最判令和3年5月17日民集75巻6号2303頁。なお、事案にもよるが、確率計算を考慮する前提として、被災者ごとに石綿含有建材の特定を行うにあたっては、建設作業従事者における「職種」に相当するものとして、現場となる建物や従事する作業等の種別を問題にすることも考えられよう。

ムの下では、令和4年判決は、当事者間の公平の観点において問題のある判断を行ったものと評価せざるを得ない。

- ④ 建設アスベスト神奈川2陣訴訟の事案においては、控訴審判決である前掲東京高判令和2年8月28日が認定した回避可能性の程度をもって被告建材メーカーらの解体作業従事者に対する警告表示義務を肯定するのが妥当である。
- ⑤ 建設アスベスト神奈川2陣訴訟の事案において、被告建材メーカーらの警告表示義務違反による責任と、解体事業者の必要な安全対策を怠ったことによる責任とは、相互に排除し合う関係にはなく、併存し得るものとみるべきである。
- ⑥ 建材メーカーの石綿含有建材の製造販売後の不作為不法行為において、改修・解体作業従事者の石綿粉じんばく露の予見可能性は、建設作業従事者の石綿粉じんばく露の予見可能性が認められる時点と同じ時点か、またはそれより遅くなるとしても、1987年9月までには認められるものというべきである。
- ⑦ 建材メーカーの石綿含有建材の製造販売後の不作為不法行為において、建材メーカーの負うべき作為義務は、上記Ⅲ.2.(2)で挙げた提供先に対して危険性情報を提供することなどを通じて、改修・解体事業者に対し、これを伝達する義務——危険性情報伝達義務——として具体化される。
- ⑧ 累積的ばく露を捨象して考えるならば、建材メーカーが作為義務——危険性情報伝達義務——を履行した場合の仮定的事実経過としては、改修・解体事業者が必要な安全対策を実施することによって、改修・解体作業従事者が石綿関連疾患に罹患することが回避されたとするのが妥当である。
- ⑨ 複数の建材メーカーによる不作為の累積的競合という加害構造を踏まえるならば、上記Ⅲ.2.(4)で挙げた①～⑤の各事実が認められる場合、被告建材メーカーらは、民法719条1項後段の類推適用により、被災し

た改修・解体作業従事者に生じた損害のうち、被告建材メーカーらが製造販売した石綿含有建材が全体として寄与した割合について連帯責任を負うべきである。

- ⑩ 上記⑨の連帯責任において、複数の建材メーカーにとっての累積的
ばく露の想定可能性は、各被告建材メーカーが石綿含有建材を製造販
売した時点ではなく、各被告建材メーカーにおいて危険性情報伝達義
務が発生した時点以降の各時点を基準にして、その有無が判断される
べきである。

本稿は、以上の各知見をもって建材メーカーの改修・解体作業従事者に対する責任を肯定するべきとの主張を行うものであるが、その重点は、上記Ⅲ.で扱った石綿含有建材の製造販売後の不作為不法行為に関する主張（上記⑥～⑩）にある。そこで、本稿の締めくくりとして、以下では、この不作為不法行為を成立させるのが妥当であることを、本論で触れなかった点をも踏まえつつ、明らかにする。

2. 石綿含有建材の製造販売後の不作為不法行為の成立の妥当性

令和4年判決は、原判決が説示する「本件警告情報」の表示方法につき「実現性又は実効性」に乏しいとの評価を行い、危険回避可能性の観点から被告建材メーカーらの解体作業従事者に対する警告表示義務を否定する。この判示は、かつて石綿含有建材を製造販売していた建材メーカー各社において、解体事業者に危険性情報を伝達しなくてもよいとの認識をもたらすこととなり得る。また、令和4年判決は、建材メーカーの改修作業従事者に対する責任について判示するものではないが、同判決をもって、建材メーカーの責任が建設作業従事者に対するものに限定されるとの理解が広まるとするならば、これにより、かつて石綿含有建材を製造販売していた建材メーカー各社において、改修事業者に危険性情報を伝達しなくてもよいとの認識をもたらすこととなり得る。

これらの認識に基づき建材メーカーが危険性情報の伝達を行わない場合、

改修・解体事業者は、必要な安全対策を実施するための情報が十分に与えられていない中で改修・解体作業従事者を作業に従事させることとなるが⁶⁸⁾、これによって多くの改修・解体作業従事者が石綿粉じんにはばく露し、石綿関連疾患に罹患することとなるのは、現状をみれば明らかである。そこで、被災した改修・解体作業従事者としては、必要な安全対策を怠ったことを理由として、改修・解体事業者に対し、責任を追及することとなる。もっとも、この場合、建材メーカーから危険性情報が与えられていない以上、実効性が十分に確保された安全対策を実施することができなかったとして、改修・解体事業者の責任が否定されることが考えられる。これは、石綿含有建材に内在する危険を、何の落ち度もない被災した改修・解体作業従事者が自ら負担することを意味する。一方、被災した改修・解体作業従事者を救済するため、実効性が十分に確保された安全対策を実施することのできない改修・解体事業者には責任を負わせるとするならば、そこでの責任は、回避可能性が十分にあるとはいえない結果についての責任となり、事実上の無過失責任となる。しかし、危険性情報を保有し、危険回避のための措置を最も安価な費用で行うことのできる建材メーカーが過失責任を免れる一方、建材メーカーからの情報伝達によってはじめて十全な形で安全対策を実施することのできる改修・解体事業者が事実上の無過失責任を負わされるというのは、理解し難いことである。

以上により、危険性情報伝達義務の違反をもって、建材メーカーに改修・

68) 改修・解体事業者は、建物の改修・解体を行うにあたって、アスベストによる労働者の健康障害を防止するため、あらかじめ「石綿等」(労働安全衛生法施行令6条23号)の使用の有無を調査しなければならない(石綿障害予防規則3条1項。また、大気汚染防止法18条の15も参照)。もっとも、このいわゆる事前調査において個々の建材が石綿含有建材かどうかを見極めるのは現行制度においても難しく、改修・解体事業者の負担が重くなっており、その自主的な調査には限界がある。近時の一連の建設アスベスト訴訟において原告により裁判所に提出されている渡辺義久氏、川口敏彦氏による各意見書が、この点を具体的かつ詳細に指摘する(渡辺意見書27-29頁、川口意見書34-36頁)。なお、渡辺氏は改修事業者であり、川口氏は解体事業者である。また、両氏ともに、建築物石綿含有建材調査者の資格を有している。

建設アスベストの事例における建材メーカーの改修・解体作業従事者に対する責任（石橋）

解体作業従事者に生じた損害についての賠償責任を負わせるのが妥当である。石綿含有建材が使用された建物の改修・解体は、今後とも数多く行われる⁶⁹⁾。こうした中、危険性情報伝達義務の違反による建材メーカーの不作為不法行為責任は、すでに被災した改修・解体作業従事者の救済にとつてのみならず、今後作業に従事する改修・解体作業従事者の安全の確保にとつても、重要な意味をもつものだといえる。

(2025年11月21日脱稿)

* 脱稿後、吉村良一「改修・解体工に対する建材メーカーの責任」同『損害賠償訴訟における理論と実務』（日本評論社、2025年12月）96頁に接した。

69) 例えば、国土交通省の推計によると、石綿含有建材が多く使用された民間建築物の解体のピークは2028年前後に訪れるとされる。国土交通省「建築物石綿含有建材調査マニュアル」（2014年11月）3頁。<https://www.mlit.go.jp/common/001064663.pdf> なお、伊藤明子「阪神・淡路大震災後の解体作業に関するアスベスト被害とこれからの可能性」環境と公害54巻3号（2025年）20頁、23頁は、有資格者による事前調査（注68を参照）の徹底に伴い、国は年度ごとの解体等工事件数を推計し直すべきだとする。